

障害保健福祉関係機関 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

計画相談支援におけるモニタリング期間の一部変更について（通知）

平素より障害保健福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、計画相談支援におけるモニタリング期間については、「支給決定・相談支援関係業務の手引き（Version 1）」12～13頁において規定しているところですが、次のとおり訓練等給付のモニタリング期間を一部変更いたしますのでお知らせいたします。

【変更前】 ※「支給決定・相談支援関係業務の手引き（Version 1）」12～13頁より抜粋

- a 新規で居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護の支給決定を受けた者又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者

→ 1か月（毎月）ごと

（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3か月間に限る。）

b～d （略）

【変更後】 ※下線部が変更箇所

- a 新規で居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護の支給決定を受けた者**又は自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援A型の暫定支給決定を受けた者**又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容若しくは量に著しく変動があった者

→ 1か月（毎月）ごと

（ただし、当該支給決定、**暫定支給決定**又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3か月間に限る。）

b～d （略）

（障害計画課自立支援係 角野担当）

電話 044-200-3796（内線 33613）

FAX 044-200-3932（内線 33799）

E-mail 35syokei@city.kawasaki.jp